

# 令和3年度農地中間管理事業推進方針

令和3年4月  
埼玉県農地中間管理事業推進会議

## 1 趣 旨

本県では、平成26年3月に公益社団法人埼玉県農林公社（以下「農林公社」という。）を農地中間管理機構に指定するとともに、同年9月に埼玉県農地中間管理事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、県、農林公社、農業会議、市町村、農業委員会、JA系統組織等の関係機関・団体が連携して農地中間管理事業（以下「農地バンク事業」という。）に取り組んでいる。

農地バンク事業では、関係機関・団体や農業委員・農地利用最適化推進委員が連携し、近い将来、耕作者が不在となる農地や今後の中心経営体を明確化した人・農地プランに基づき、農地の集積・集約化に向けた担い手とのマッチングを進めていく。

特に、ほ場整備事業と連動した事業展開など、地域的な取組により担い手への農地の集積・集約化を一層進めていく。

上記内容を円滑に実施するため、当方針では推進方法及び役割分担など基本的事項を定めるものである。

## 2 目 標

令和3年度における農地バンク事業の取組目標は、2,200ヘクタールとし、うち新規集積面積を650ヘクタールとする。

## 3 推進体制

県は、農地バンク事業の推進を円滑に行うため、以下のとおり推進会議を設置する。

### （1）本庁会議

県（本庁）は、県（農林部長、副部長、農林部関係課長、農林振興センター（以下「センター」という。）所長等）、農林公社、農業会議、JA中央会、県土地改良事業団体連合会で構成する本庁会議を組織し、事務局を農業ビジネス支援課が所掌する。

当会議は、県（本庁）が年間4回程度主催し、センターが開催した（2）の地域会議の内容等の報告を基にセンター毎の進捗管理を行う。また、優良事例の紹介などの情報共有を図り、県内へのより一層の農地バンク事業展開に係る支援を行う。

### （2）地域会議

センターは、関係する市町村農政担当主務課、農業委員会、JA、土地改良区など

関係機関・団体で構成される地域会議を組織し、事務局をセンター管理部が所掌する。

地域会議においては、市町村が示す事業推進計画等を基に農地バンク事業実施区域毎の進捗管理や推進上の課題を明確化し、課題解決に向けた検討を行う。

なお、センターは、検討結果を基に、農林公社を始めとした関係機関・団体と連携し、目標達成に向けた農地バンク事業の推進を中心となって進める。

また、優良事例の紹介などの情報共有を図り、管内へのより一層の農地バンク事業展開に係る支援を行う。

#### 4 重点的に取り組む事項

##### (1) 人・農地プランの実質化との連動

人・農地プランは、地域における人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」であり、地域で農地バンク事業の推進を行う上での基本となることから、市町村は、農業委員会やJ A、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織と連携して実質化に取り組む。

ア 市町村は、地域の話合いの場でアンケートや農地に関する地図を活用して農業者の年代や後継者の確保状況等の情報を提供するように努めるなど、農地の集積・集約化に向けた展望が描ける実効性の高い人・農地プランの作成・見直しを行う。

また、上記の取組と連動して農地バンク事業の推進を行うとともに、機構集積協力金やほ場整備などの補助事業の活用を一体的に推進し、担い手への農地の集積・集約化の加速化を図る。

イ 県（本庁）は、市町村が実施する人・農地プランの実質化の取組を本庁会議の構成員と連携して支援する。また、計画が着実に実施されるよう、センターを経由して必要な助言・指導を行う。

ウ センターは、市町村が実施する人・農地プランの実質化について、進捗状況を把握するとともに、農林公社や地域会議の構成員と連携して積極的に支援する。

また、現在、人・農地プランが策定されていない地域のうち、策定する必要があると思われる地域においては、実質化された人・農地プランの策定を支援する。

エ 農林公社は、市町村等と連携して実質化に向けた話合いに参加し、農地バンク事業の取組を促進する。

##### (2) 重点地区における農地バンク事業の着実な実施

地域会議は、農地バンク事業を重点的に推進する重点地区を設定し、地域的な取組を推進する。

重点地区の設定に当たっては、次の視点に留意する。

- ・基盤整備との一体的な取組…既存の農道や用排水路を活用し、基盤整備が必要な地区
- ・錯綜した農地利用の解消…担い手ごとに農地を集約化し、効率・効果的な農業経営の実現が必要な地区
- ・高齢化や担い手不足への対応…地域で課題を抱え、その解消に向けた機運の高い地区

重点地区での取組に当たっては、市町村が事業推進計画を策定し、県を中心に、市町村、農業委員会、農林公社、J A、土地改良区などの役割分担を明確化し、関係機関・団体が一体となって農地バンク事業を推進する。

なお、地域会議においては、取組状況の進捗管理を行い、課題の抽出や解決策の検討を行う。また、本庁会議においても各重点地区の進捗状況の把握を行い、センターを経由して必要な指導、助言を行う。

### (3) ほ場整備事業と連動した農地バンク事業の推進

センター及び市町村は、農林公社と連携し、農地中間管理機構関連農地整備事業、埼玉型ほ場整備事業及び農地耕作条件改善事業などの事業計画策定段階から農地バンク事業との一体的な事業推進を図る。

その際、センター、市町村、農業委員会、土地改良区、J A、農林公社など関係機関・団体は、両事業が一体的に進められるようタイムスケジュールなどの情報共有を定期的に実施する。

また、ほ場整備実施済の地域においても、市町村及びセンターなどの関係機関・団体は、農地バンク事業を活用した担い手への農地の集積・集約化に向けた取組を積極的に実施する。

なお、農林公社の農地担い手支援部と営農支援部が連携し、農地バンク事業と機構営農地耕作条件改善事業の一体的な活用を進めることで、担い手への農地の集積・集約化の促進を図る。

### (4) 各種補助事業と農地バンク事業を連動させた推進

県及び市町村は、担い手の確保・育成の観点から、積極的に強い農業・担い手づくり総合支援交付金などの活用を促すとともに農地バンク事業の活用を併せて推進する。

また、農地バンク事業実施後の農地を適正に維持管理する必要があることから、多面的機能支援事業についても併せて推進する。

なお、地域会議の構成員は、各種補助事業の活用について相談があった際には、農地バンク事業の活用を推進する。

### (5) 担い手の確保・育成と農地バンク事業を連動させた推進

関係機関・団体は、埼玉県農業経営相談所における経営相談や、認定農業者、新規

就農者、企業参入などの支援活動と併せ、農地バンク事業の活用を推進する。

また、新規就農を支援する明日の農業担い手育成塾においては、研修修了後の就農に必要な農地を確保する場合には農地バンク事業の活用を推進する。

#### (6) 農地の利用集積・集約化を支援する体制の一体化

農林公社は、(旧)農地利用集積円滑化団体が借り受けた農用地等が農地中間管理事業に円滑に切り替えが行えるよう(旧)農地利用集積円滑団体の状況に応じた支援を行う。

#### (7) 新型コロナウイルス感染症の拡大に応じた事業推進活動

農地バンク事業の活用によるメリットの理解や地域での機運の醸成が進みづらい状況であることを踏まえ、広報活動などにより農地の出し手及び受け手に対してメリットの周知徹底を図り、今後も更なる事業の推進に繋げていく。

また、事業の推進に当たっては、書類の郵送や書類受領会を分散して多く開催するなどの工夫を行い、担い手間の再転貸による集約化を推進するなど、多くの人を集めなくても推進が可能な取組の展開を図る。

### 5 関係機関・団体との連携による農地バンク事業の推進

「農地バンク5年後見直しを踏まえた関係機関との連携の強化について」(令和元年7月3日付け農林水産省関東農政局経営・事業支援部長通知)を踏まえ、県を中心に、市町村、農業委員会系統、JA系統、土地改良区、農林公社の5者連携による推進強化を図る。

#### (1) 5者が連携して行う主な取組

- ア 人・農地プランの実質化の取組と連動した農地バンク事業の推進
- イ 集落や地域における話し合いへの参加、農家への巡回による事業推進
- ウ 広報誌等への掲載などを通じた事業の周知
- エ 各種研修会などの開催による先進地域の取組の全県への波及

#### (2) 関係機関・団体の主な役割

5者は地域の状況に応じて連携して上記「4 重点的に取り組む事項」及び5(1)の取組を行うほか、それぞれが特に下記の役割を担うものとする。

##### ア 県(本庁)

国との連絡調整を行うとともに、国及び他県における情報を収集し、関係機関・団体に対して情報提供する。

##### イ センター

(ア)市町村・JA・農業委員会担当者会議を開催し、効果的な推進方策の検討などを行い、事業の円滑な推進を図る。また、地域の状況に応じて、市町村や農業委員会などが行う推進地域の掘り起こし活動を農林公社と一体となり支援する。

(イ) 地域会議の開催や事業推進に当たっては、センターの管理部、農業支援部ならびに農村整備部が連携を図るものとし、地域で5者が連携して行う取組を中心となっていく。

#### ウ 農業委員会系統

「農地利用最適化推進活動」を実施するに当たって、農業委員会が中心となり関係機関・団体と連携し、農業委員・農地利用最適化推進委員が農地所有者の農地の利用状況、利用意向の把握を行うとともに、人・農地プランの実質化に向けた話合いのコーディネーターとして、農地の集積・集約化を進める。

また、農地バンク事業が多く地域で活用されるよう、県、農業会議及び農林公社と共催により研修会を開催する。

#### エ JA系統

JAは、地域の話合いに参加・協力し、JAが描く地域農業の将来方向や将来の地域農業を担う人の育成・確保の観点から、コーディネート機能を発揮する。

#### オ 土地改良区

ほ場整備の実施に伴い設立された土地改良区は、基盤整備に向けた合意プロセスが、担い手への農地集積・集約化のプロセスと同じであることから、コーディネーター役として農地バンク事業の取組を推進する。また、ほ場整備後の管理を行っている土地改良区も地域の特性に応じてコーディネーター役を担うものとする。

#### カ 農林公社

農林公社は、農地中間管理機構として事業推進体制を次のとおり整備し、関係機関と連携し、農地バンク事業の推進を行う。

(ア) 各市町村（主に農振地域を有する）、市町村農業公社、JA、JA中央会、県土地改良事業団体連合会と業務委託契約を結び、市町村毎の円滑な事業実施に向けた体制を整備する。

(イ) 農地バンク事業のコーディネーターを農林公社行田事務所とセンターに配置し、賃料や貸借期間の調整などの事務手続きの支援を行うとともに、農地バンク事業の推進に当たっては、センターと協力して、地域の状況に応じたきめ細かい支援活動を行う。

(ウ) 農林公社は、農地バンク事業を活用した担い手による組織「農地中間管理事業サポータークラブ」をはじめ、認定農業者、農業青年会議所、稲麦作経営者会議などの各種担い手組織との連携を強化し、農地バンク事業の理解促進を図り、事業活用に結びつける。

上記の他、市町村・農業委員会・JAは、事業推進担当者を定めるとともに、公募のあった借受希望に沿えるように機構集積協力金等を活用するなどして、積極的に貸付農地の掘り起しを行う。

これら推進のイメージについては、図1のとおり。

## 6 遊休農地対策の推進

農林公社は、関係機関・団体と連携して、遊休農地の解消及び農地の有効利用を促進するため、農地バンク事業の積極的な活用を推進する。

また、農地法に基づく利用意向調査の結果が農業委員会から提出されたときは、農地中間管理事業実施規程に基づき農地中間管理権取得の判断を行う。

農林公社は、利用意向調査によって公社への貸付けの意向が示された遊休農地や、公社と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、土地所有者により雑草・雑木、土石、汚染された土壌の除去等の遊休化の解消が図られることにより借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。

図1：推進体制（イメージ）

